

恵庭市特別会計条例及び恵庭市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年11月26日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第28号

恵庭市特別会計条例及び恵庭市基金条例の一部を改正する条例

(恵庭市特別会計条例の一部改正)

第1条 恵庭市特別会計条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、本市が行う事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の特別会計を設置する。 (1)～(4) (略) (5) <u>墓園事業特別会計</u> (6) <u>駐車場事業特別会計</u> (7) 後期高齢者医療特別会計 第2条・第3条 (略)	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、本市が行う事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の特別会計を設置する。 (1)～(4) (略) (5) 後期高齢者医療特別会計 第2条・第3条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市基金条例の一部改正)

第2条 恵庭市基金条例（平成14年条例第8号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案												
第 1 条～第 4 条 (略) (歳計剰余金の編入) 第 5 条 次の表の左欄に掲げる会計の各年度において歳入歳出決算上生じた剰余金の全部又は一部は、地方自治法第 233 条の 2 ただし書の規定に基づき、それぞれ当該右欄に掲げる基金に編入することができる。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">(略)</th></tr> <tr> <td>介護保険特別会計</td><td>介護給付費準備基金</td></tr> <tr> <td>駐車場事業特別会計</td><td>駐車場基金</td></tr> </table> 第 6 条～第 9 条 (略)	(略)		介護保険特別会計	介護給付費準備基金	駐車場事業特別会計	駐車場基金	第 1 条～第 4 条 (略) (歳計剰余金の編入) 第 5 条 次の表の左欄に掲げる会計の各年度において歳入歳出決算上生じた剰余金の全部又は一部は、地方自治法第 233 条の 2 ただし書の規定に基づき、それぞれ当該右欄に掲げる基金に編入することができる。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">(略)</th></tr> <tr> <td>介護保険特別会計</td><td>介護給付費準備基金</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> 第 6 条～第 9 条 (略)	(略)		介護保険特別会計	介護給付費準備基金		
(略)													
介護保険特別会計	介護給付費準備基金												
駐車場事業特別会計	駐車場基金												
(略)													
介護保険特別会計	介護給付費準備基金												

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(特別会計廃止に伴う経過措置)

- 2 令和 6 年度墓園事業特別会計及び令和 6 年度駐車場事業特別会計に関する出納整理及び決算事務の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 令和 6 年度墓園事業特別会計及び令和 6 年度駐車場事業特別会計の出納閉鎖の際、それぞれの会計に属する剰余金、債権及び債務は、一般会計に帰属するものとする。